

## 5.7 レベル3建材（アスベスト含有仕上塗材）の除去

関係規程：法第18条の14、第18条の20 / 法施行規則第16条の4、別表第7 / 国マニュアル「4.12」

レベル3建材である、アスベスト含有仕上塗材<sup>※1</sup>を除去する際は、除去する建材を薬液等により湿潤化する必要があります。ただし、電気グラインダー等の電動工具を用いて除去するときは、湿潤化に加えて除去部分の周辺を事前に養生する必要があります（詳細は国マニュアル「4.12」を確認ください）。



左図：環境省リーフレット「大気汚染防止法が改正されました」より（出典：日本建築仕上材工業会）

右図：中央環境審議会大気・騒音振動部会 第4回石綿飛散防止小委員会 資料3-1より（出典：一般社団法人マンション計画修繕施工協会提供）

### アスベスト含有仕上塗材を除去する作業の基準<sup>※2</sup>

- ① 除去するアスベスト含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
- ② 電気グラインダーその他の電動工具<sup>※3</sup>を用いてアスベスト含有仕上塗材を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること
  - ・ アスベスト含有仕上塗材の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること
  - ・ 除去するアスベスト含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること
- ③ アスベスト含有仕上塗材の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。養生を行ったときは、養生を撤去する前に作業場内の清掃その他のアスベストの処理を行うこと

※1 吹付けパーライト、吹付けバーミキュライト（ひる石）は、レベル1建材の吹付けアスベストに該当します。なお、アスベスト含有下地調整塗材については、「5.6 レベル3建材（アスベスト含有成形板等）の除去」をご確認ください。

※2 上塗り作業等、既存のアスベスト含有仕上塗材の除去を行わない場合は、規制対象外です。

※3 ディスクグラインダー又はディスクサンダーをいう。

 留意事項	
湿潤化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「湿潤化」とは、作業前に散水等（剥離剤を使用する方法を含む）で建材を湿潤な状態にするだけでなく、作業中も切断面等へ散水等し、湿潤な状態を常時保つことを意味します。粉じんの飛散の程度に応じて、建材の湿潤化状況を確認しながら、適切な箇所に適量の散水等を行います。</li> <li>● 仕上塗材の種類によっては剥離剤の剥離効果が期待できない場合があるほか、剥離剤の浸透時間が足りないと湿潤化が不十分になるため、事前に試験施工を行うなど、適切に除去できるか確認ください。</li> </ul>
養生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アスベスト含有仕上塗材を電気グラインダー等の電動工具を使用して除去する場合は、周辺の養生が必須となります。</li> <li>● 「養生」とは、作業場の周囲と上下をプラスチックシート等で囲うなどにより、建材の周辺を養生することを意味し、必要に応じて、壁や床等も汚染を防ぐために養生します。なお、シートやパネル間の目張りまでは必須ではありませんが、建物が隣接している等、近隣住民への配慮が必要と考えられる現場については、工事粉じんの適切な飛散防止措置を行います。</li> <li>● 作業場が屋内の場合、換気口等の開口部はプラスチックシート等で目張りします。</li> <li>● 「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針」（国立研究開発法人 建築研究所 他）に仕上塗材の処理工法が紹介されています。処理工法の選定にあたっては、可能な限り粉じんの発生しないものを選定し、大気汚染防止法の作業基準を遵守するとともに、本留意事項に注意ください。</li> </ul>
壁繋ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 足場の壁繋ぎアンカー等のための穿孔作業を行うときは、あらかじめ穿孔箇所のアスベスト含有建材を除去してから穿孔します。</li> </ul>
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業場、資材、周辺の清掃は高性能真空掃除機で行います。なお、養生を行った場合は、養生撤去前に粉じん飛散防止処理剤等を散布することが望ましいです。</li> </ul>
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除去アスベスト等は、堅固な容器や確実な包装に密封し、個々の容器や包装等の見やすい箇所に、アスベスト等が入っていることや取扱い上の注意事項を表示します（石綿障害予防規則）。</li> <li>● アスベスト含有仕上塗材や、その除去作業でアスベストが付着した資材等の廃棄物は、比較的飛散性の高い石綿含有産業廃棄物として、次の措置を講じる等、適切に保管・運搬・処分します（詳細は「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（環境省）を確認ください）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ アスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、梱包前に粉じん飛散防止処理剤等の薬液で安定化等させ、十分な強度を有する耐水性のプラスチック袋で二重梱包し、廃棄物の露出がないようにします。</li> <li>○ 現場に一時保管する場合は、他の産業廃棄物と分別して一定の場所に保管します。</li> </ul> </li> </ul>
確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アスベスト含有建材の除去後、作業場内の清掃を行い、必要な知識を有する者<sup>※3</sup>が建材の取り残しがないか検査し、必要に応じて写真等の記録に残します。</li> </ul>

※3 「5.6 レベル3建材（アスベスト含有成形板等）の除去」の※4と同様です。

## よくある質問 (Q&amp;A)

## 【Q1】

住宅の外壁にアスベスト含有の成形板や下地調整剤、仕上塗材等がある場合、湿潤化しながら重機で解体することはできるか。

## 【A1】

原則、重機で解体する前に、アスベスト含有成形板等を手作業で原形のまま取り外し、なるべく破碎等をせずに（下地調整剤、仕上げ塗材等は湿潤化の上、手作業で）除去してください。破断せずに除去することが技術上困難な場合は、十分な湿潤化をしながら破断して除去することもできる場合がありますが、技術上困難な理由の客観的な説明が求められます（隣接する建築物との間が狭小であり、足場を組むことができない等）。

また、重機による解体方法が、建設リサイクル法等の他法令を遵守する上で適当か確認する必要があります。

## 【Q2】

石綿含有仕上塗材又は石綿含有下地調整塗材の除去時に、湿潤化や養生を行わない代わりに、集じん装置付き電気グラインダーを使用することは問題ないか。

## 【A2】

国マニュアルで定める「湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置」として判断するための要件を満たす、十分な集じん機能を有する機器であれば、使用することを妨げません。

要件は以下のとおりです。要件を満たすかはメーカー仕様書や実測により確認してください。

- 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること
  - 集じん装置はHEPAフィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しないこと
  - 当該集じん装置付き工具の集じん性能として、作業中の作業場所の総繊維数濃度が150本/L（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されていること
- なお、上記要件を満たす機器を使用する際でも、下記事項に留意して作業を行ってください。
- 同要件が常に確保されるよう、適切なフィルタ交換等を行うこと
  - 同要件が確保されていることを問われた際に回答できるよう、作業中の気中濃度測定を実施した方が望ましいこと
  - 周囲への粉じん飛散防止や、近隣住民に配慮するため、できるだけ作業場周辺を養生した方が望ましいこと

## 【Q3】

高圧水洗工法等で発生した排水はどのように処理したらよいか。

## 【A3】

国マニュアル「4.12.4 石綿含有仕上塗材の除去作業について」等を参考に、適切に処理したうえで下水道への放流等により対応してください。